

## 各案件等の説明事項

各案件等に関する説明事項を記載しておりますので、資料と併せてご確認ください。

### (1) 会長及び会長職務代理者の選出について

#### (資料1)

本委員会は、茨木市附属機関設置条例に定められた市の附属機関として設置し、運営方法等の詳細は規則で定めております。またご確認くださいよう、よろしくお願いたします。

委員長の選出については、本委員会規則第5条第1項に、本委員会の会長は委員の互選により定めると規定されております。委員長の推薦がある委員は、別紙「委員長推薦及び質問書」にご記入の上、ご提出ください。

また、職務代理者の指定は、本委員会設置規則第5条第3項の規定により、委員長が指名するというようになっております。

### (2) 説明事項 認知症初期集中支援チーム検討委員会について

#### (資料1)、(資料2)

認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置等については、地域支援事業実施要綱の包括的支援事業のうち認知症総合支援事業に規定されており、医療・保健・福祉に携わる関係者等で構成し、本委員会が関係機関と一体的に当該事業を推進していくための合意が得られる場となるよう努めることと規定されております。

また、茨木市では、茨木市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、「茨木市認知症初期集中支援チーム検討委員会規則」を定め、平成27年4月1日から施行しております。

#### 茨木市認知症初期集中支援チーム検討委員会規則について

本委員会が担任する事務（認知症の人及びその家族に対する初期の支援等を実施する認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況についての調査審議に関する事務）について、運営等必要な事項を定めております。

### (3) 説明事項 認知症初期集中支援推進事業について

#### (資料3)、(資料4)

認知症初期集中支援推進事業は介護保険法第115条の45第2項第6号に定められており、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、茨木市では、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を平成28年10月から市直営で設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目的に取り組んでおります。

認知症初期集中支援チーム員の構成は、専門医 1 人と社会福祉士及び作業療法士の専門職 2 人の計 3 人です。

認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

また、関係機関との連携を密にし、情報共有のもと取り組んでおります。

#### **地域支援事業実施要綱（認知症初期集中支援推進事業を抜粋）について**

重要な点に絞って説明させていただきます。

本要綱には、チームの訪問支援対象者について、医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者や、医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者と規定されています。本市では、特に認知症疾患の臨床診断を受けていない者、または適切な介護サービスにつながっていない者を主な訪問支援対象者とし、早期診断・早期対応を目的に初期集中支援を実施しています。

#### **(4) 報告事項 令和 2 年度認知症初期集中支援チーム活動実績について (資料 5)**

認知症に関する相談受付件数は128件で、その内、チームが介入した件数は 8 件でした。

チーム介入者は独居の男性高齢者が多く、初回訪問でのDASC21の評価では、3 回以上の訪問を行ったケースの方が点数が高くなる傾向にありました。これは、独居により第三者からの情報が得られにくく、生活状況がつかみにくいため、初回訪問では十分な判断材料が得られず、点数が低くなったものと思われます。

また、介入期間は 1 ～ 3 か月が多く、集中的に支援が行えたものと考えています。

今後、独居高齢者への介入が増えると思われるため、早期診断・早期対応が行えるよう、引き続き関係機関との連携による地域での見守り支援体制の強化に努める必要があります。

#### **(5) 報告事項 高齢者保健福祉計画（第 9 次）・介護保険事業計画（第 8 期）の認知症 施策の推進について (資料 6)**

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、3 年を 1 期として策定するものと法律や国の基本指針で定められていることから、この度、令和 3 年度から令和 5 年度までの計画の策定を新たに行いました。

前計画では、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」の実現に向けて、「認知症

施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の7つの柱に沿って取組をすすめてまいりました。

新たな計画策定にあたっては、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられたことを踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごすことができる社会、地域の実現を目指し「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策を推進してまいります。

#### **(6) その他 今後の予定・連絡事項等**

次回の予定につきましては、11月10日（水）を予定しております。詳細につきましては、改めてご連絡させていただきます。